

著作権法施行令の一部を改正する政令の概要

1. 趣旨

本政令は、令和5年著作権法の一部を改正する法律の施行に伴い、未管理著作物裁定制度（著作物等の利用の可否に係る著作権者等の意思が確認できない場合の著作物等の利用に関する裁定制度）の手数料を定めるとともに、現行裁定制度（著作権者不明等の場合の裁定制度）における、補償金の額の通知の在り方の見直しやその他所要の改正を行うもの。

2. 概要

（1）未管理著作物裁定制度の手数料について

未管理著作物裁定制度を利用しようとする者が納付すべき手数料を、1件につき13,800円とする。

（2）現行裁定制度における補償金の額の通知について

現行裁定制度では、申請中利用をする者に対して、裁定をしない処分（裁定の申請を認めないとの判断）をした際には、その旨の通知に併せて補償金の額を通知することが定められている。

この点、近年利用されることが増えてきた著作物等の種類及び内容又は体様に鑑み、補償金の額の決定までに時間がかかる場合があることから、必要に応じて補償金の額の通知を分離して裁定をしない処分の通知を速やかに送付することができるよう、当該規定を削除することとする。

3. 施行期日

著作権法の一部を改正する法律の施行の日（令和8年4月1日）